

# お知らせ

## ご存知ですか？児童扶養手当制度

### 児童扶養手当とは

18歳になつて最初の3月31日を迎えるまでの児童を養育している、一定の支給要件を満たすひとり親家庭等の母や養育者または父に、申請に基づき支給されます。

※扶養状況によりきめられた所得制限限度額を超えると手当は支給されません。

※婚姻の届出をしていなくても社会通念上、当事者間に夫婦として共同生活と認められる事実関係（ひんばんな定期的訪問・定期的な生活費の補助など。同居の有無は問わない。）がある場合（事実婚）は、支給資格が認められません。

児童扶養手当を受給している方でも、事実婚の状況になつた場合は、支給資格がなくなつたにもかかわらず手当を受給した場合は、支給した手当を返還してもらうこととなります。

児童扶養手当を受けるには、児童を養育している母、養育者

または父が、必要書類を添えて認定請求を行わなければなりません。状況により必要書類が異なりますので、事前に子育て支援課窓口にご相談ください。

### 今月は児童扶養手当の支給月です

児童扶養手当は、4月、8月、12月の年3回、その前月分までの4か月分がまとめて支給されます。毎年8月には現況届により受給資格や所得の確認を行い、8月分以降の支給額を決定します。現況届を提出していない場合は8月分以降の手当が支給されませんので、必ず届出をしてください。



子育て支援課児童家庭係

(松尾IT保健福祉センター内)

☎0479(80)8366

## 市民カレッジ講座 参加者募集

今年度の市民カレッジは、海外地理名誉博士で世界遺産マイスターでもある片岡英夫氏（市内在住）を講師に招き、第1部を「地球丸かじり 面白海外地理講座」、第2部を「世界遺産あらかると」と題し、地理の不思議や、世界遺産の魅力について、講演していただきます。楽しむ地理の世界に触れてみませんか。

日時 12月18日(日)

第1部 午前10時～11時半

第2部 午後1時半～3時

場所 松尾IT保健福祉センター

講師 片岡 英夫氏

対象 一般(中学生以上)

定員 各60人

参加費 無料

応募方法 電話、メール、FAX

申込期限 12月16日(金)

☎ 生涯学習課

☎(80)1451 FAX(80)1400

✉ shogaigakushu@city.sammu.lg.jp

## 家庭教育支援団体 ご利用ください

子育て中の親の支援や子育て研修会の講師派遣などを目的として作成され、県内70団体が登録されている「家庭教育支援団体データバンク」に市内から「こたまお話会」、「人形劇すぎのこ」、「メルヘンクラブ成東クラス」が登録されました。

千葉県教育委員会のホームページに掲載されていますのでご利用ください。

## 千葉県ひきこもり 地域支援センター

ひきこもりに関する電話相談窓口

ひきこもりで悩んでいるご本人やご家族からの電話相談に嘱託相談員が応じています。

相談日時 月曜日～金曜日 午前

9時半～午後4時半

※第1金曜日は午後1時～4時半

※祝日・年末年始(12月29日～1

月3日)はお休みです。

対象者 原則として18歳以上の方

相談電話番号

☎043(209)2223